

## ケース 11.2 カナダのマイノリティ

カナダは、計画的な自主的移民の大量受入を行っているだけでなく、難民の受入にも開放的な姿勢を歴史的に維持してきた。カナダは高度な多文化社会であり、1970年代より多文化主義政策導入面での先駆者であった。今日でも、移民と多文化主義に関する公の論争が依然として続いている。以下のカナダの記述は、それに続く国別記述同様に、『国際移民の時代〔第3版〕』の本文として使用されたものである。

カナダの海外出生者人口の割合は、オーストラリアに続いて第2位である。つまり2001年の全人口(2,960万人)の18.4%を占めている。1990年代に來住した移民のほぼ3分の1は、トロント、モントリオール、ヴァンクーヴァーの3つの都市に集住している。トロントは人口の44%が海外出生者によって占められている世界でもっとも多文化な都市である。ヴァンクーヴァーが38%でトロントに続いている(世界ではマイアミが40%であり、シドニーは31%である)。1961年以前は、移民の91%はヨーロッパから來住した人々であった。しかし、1991年から2001年の移民の出身地は58%が(中東を含む)アジアからであった。残りの11%はカリブ海諸国と南アメリカであり、8%がアフリカであった。そしてヨーロッパからの移民は20%になり、アメリカからは3%であった。

カナダには200カ国以上からの人々が寄り集まっている。2001年の国勢調査では、エスニック別に出身地を答えるようになっていたが、人口の38%にあたる1,130万人は、複数のエスニックの異なる祖先をもつと回答している。これは人種やエスニックの混淆や民族を超えた結婚が増加している現状を反映している。多くの人々が単純にカナダ人であると回答する傾向も強まっている。

### カナダのエスニック別人口集団上位10カ国

(単位:百万人)

カナダ人	11.7	ドイツ人	2.7
英国人	6.0	イタリア人	1.3
フランス人	4.7	中国人	1.1
スコットランド人	4.2	ウクライナ人	1.1
アイルランド人	3.8	北アメリカ・インディアン	1.0

注) 各々のエスニックな祖先についての回答は、ひとつの祖先を回答した場合と、他の祖先についても同時に回答した場合がある。

カナダでは、先住民族以外のエスニック集団で「コーカソイド系白人人種以外の人々」のことを「ヴィジブル・マイノリティ (visible minorities)」と呼ぶことが多い。2001年の国勢調査では、400万人(全国民の13%)、が自らをヴィジブル・マイノリティであると

## ケース 11.2 カナダのマイノリティ

定している（1981年の時点では5%にすぎなかった）。中国系と南アジア系はそれぞれ100万人、そして66万2,000人の黒人がいる。その他政府が認定したヴィジヴル・マイノリティには、フィリピン系、アラブ系、南アメリカ系、東南アジア系、韓国系と日系がおり、合計で120万人である。政府がヴィジヴル・マイノリティに注目しているのは、カナダで先住民と非白人系国民への人種主義にもとづく差別が強まっているからである。

カナダの歴史は、英国系とフランス系国民の間のヘゲモニー争いの歴史であった。1945年以降ケベックのフランス系国民の間でカナダからの分離を求める動きが強くなったが、そのせいで言語や文化をめぐるさまざまな領域で対立が強まった。この結果、カナダ政府は州政府への権限移譲と、2言語主義と2文化主義を採用することになった。1995年には、ケベックの独立をめぐる国民投票が行われたが、不成功に終わった。フランス人中心の新しい国のなかでは、さらに周辺化されるのではないかと恐れたファースト・ネーションである先住民と、非フランス系の移民が反対したことが影響している。ファースト・ネーションによる土地権や社会的地位をめぐる紛争は公の場で論争を引き起こしている。イヌイットの人々による土地権回復運動は「ヌナウト（Nunavut）」準州の創設により解決したが、同準州はカナダの北極圏領土を中心に、全領土の5分の1に相当する広さをもっている。

カナダは多文化主義を導入した先駆的な国である。1971年にカナダ政府は多文化主義をカナダの公式な政策のひとつであることを宣言し、多文化主義大臣を任命した。多文化主義には2つの目的がある。エスニック言語の維持と差別との戦いである。1982年、すべての国民の平等と多文化主義についての記述を含んだ「権利と自由に関するカナダ憲章」が定められている。1986年に定められた雇用平等法は、すべての連邦政府の監督下にある企業経営者に対して、従業員のうち、女性、ヴィジヴル・マイノリティ、先住民や障害者などの社会的マイノリティの雇用上の地位を注意深く監視することを求めている。1988年には多文化主義法が定められ、多文化主義がカナダの中核的要素であることが確認されている。

1980年代より多文化主義に関する国民の意見は両義的なものになりつつある。1993年に連邦政府は、「多文化問題省」を新しい「カナダ文化遺産省」に併合した。その際に強調されたことは、カナダ・シティズンシップであり、多文化な都市社会での共生と統合であった。にもかかわらず、同省はカナダ人の文化的背景を守ることを目的にしているのである。さらに、反人種差別と文化的に多様なカナダ人の社会参加への障壁を打破するために制度変化を進めることに強調点がおかれている。このことは驚くべきことではない。それは、今後とも移民を通して人口は増加するだろうし、2017年までに人口の5分の1はヴィジヴル・マイノリティに属す人々によって構成されるようになると推計されているからである。

### 【参照文献】

Breton, R., Isajiw, W. W., Kalbach, W. E. and Reitz, J. G. (1990) *Ethnic Identity and*

- Equality* (Toronto: University of Toronto Press).
- Canadian Heritage (2007) *Annual Report on the Operation of the Canadian Multiculturalism Act 2005-6* (Quebec: Multiculturalism National Office).  
<http://www.canadianheritage.gc.ca/>.
- OECD (1994) *Trends in International Migration: Annual Report 1993* (Paris: Organisation for Economic Cooperation and Development), 215.
- OECD (2006) *International Migration Outlook: Annual Report 2006* (Paris: Organisation for Economic Co-operation and Development), 264.
- Statistics Canada (2003) 'Update on cultural diversity' in Canada, S. (ed.) *Canadian Social Trends*, (Ottawa: Statistics Canada).
- Statistics Canada (2007) *Immigration and Citizenship: Highlight Tables, 2001 Census*. (Ottawa: Statistics Canada).  
<http://www.census2006.ca/english/census01/>, accessed 3 August, 2007.
- Stasiulis, D. K. (1988) 'The symbolic mosaic reaffirmed: multiculturalism policy' in K. A. Graham (ed.), *How Ottawa Spends, 1988/89* (Ottawa: Carleton University Press).
- Stasiulis, D. and Jhappan, R. (1995) 'The fractious politics of a settler society: Canada' in Stasiulis, D. and Yuval-Davis, N. (eds.) *Unsettling Settler Societies*, (London: Sage).